

第 7 3 号議案

中間市布設工事監督員の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日提出

中間市長 福田 浩

中間市布設工事監督員の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

中間市布設工事監督員の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年中間市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「において土木工学科若しくは」「において土木工学科又は」に、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「有する者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科又はこれ」を「又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年」を「4年」に、「水道に」を「水道等に」に改め、「有する者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「よる専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第6号及び第7号を削り、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「よる中等学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- （6） 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第3号の次に次の1号を加える。

- （4） 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第8号を次のように改める。

- （8） 国土交通省令の定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

第4条第1号を次のように改める。

- （1） 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者に

については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号を次のように改める。

（4） 国土交通省令・環境省令の定めるところにより、前3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

第4条第5号及び第6号を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

中間市布設工事監督員の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(布設工事監督員の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督員が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において<u>土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校<u>(次号において「短期大学等」という。)</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。<u>次号において同じ。)</u>、5年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>	(布設工事監督員の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督員が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の<u>土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 学校教育法による大学の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、5年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修

(8) 国土交通省令の定めるところにより、前各号に掲げる者と同
等以上の技能を有すると認められる者

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木
工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業し
た後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了
した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3
年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専
門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以
上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上
水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工
学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する
課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除
く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期
課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒
業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業
した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した

得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定す
る最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を
有する者

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による
第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上
水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上
水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条に規定する布設工事監督員の資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木
工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目
又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法に
よる専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1
号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号
に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程
にあっては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規

者)については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 国土交通省令・環境省令の定めるところにより、前3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、前条第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者